## 専門実践教育訓練明示書(様式例)

講 座 の 名 称 経営学研究科経営学専攻博士課程前期課程(リーダーシップ開発コース)										
実施方法 ① 通学(昼間 6 夜間 6 土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)										
上	0 12 1 1 211	121111 - 11		<u> </u>	100					
講座の創設年月日	1310187	金過去一	2320011		<u> </u>					
<b>時性の別以中方口</b>	対象講座の指定期間	年の講座実績	<b>コ =# <del>=*/</del> **</b> -/	00.1.)	修了者数 ( 17 人) 					
年 月 日	年 月 日 令和8年 9月 30日まで		入講者数(	20人)	※入講年度の異なる修了 者は含まない					
訓練期間	24 ヶ月		総訓練	<del></del> 時 間	345 時間					
1. 教育訓練目標										
		□業務済	虫占資格•名称独占	 5資格(	)					
		□ キャリア形成促進プログラム ( )								
			,							
			□ 専門職大学院 ■ 職業実践カ育成プログラム ( 修士(経営学) □ 情報通信技術関係資格 (							
<ul><li>①取得目標とする資格の</li></ul>	名称 目標レベル									
		□ 第四次	アルス を できます できます できます できます できます できます できます できます	导講座 (	)					
		□ 専門職力	、学、専門職短期大学、専門	門職学科 (	)					
		教育訓練を	教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等							
②①に係る資格・試験等の	の実施機関名称		立教大学大学院							
_			履修規定により、必修科目22単位、選択必修科目から2単位、 選択科目から6単位以上を取得し、さらに特定の課題について の研究の成果の審査及び最終試験に合格することを修了の要							
③当該資格等を取得する <del>生</del>	ための要件または受験									
<del>1</del>		件とする。	件とする。							
			企業の人事部や、コンサルティング・人材サービス業界。本コー							
④当該技能・知識の習得		<sup>眺性" </sup>  テ ハノバフェ	★ アイングファーム、人材サービス会社等で勤務している者が多いが、 が、在学中および修了後にこうした職務・業界へキャリアチェン							
職務及び習得された技能 界と活用状況	・知識が活用されておい	<sup>`る耒</sup> が、在学中								
			ジする者が一定数いることが学生へのアンケートによって明ら かになっている。							
2. 教育訓練の内容										
教 科 (カリキュラム)			時間							
必修科目			253		目により異なる					
選択必修科目 選択科目			23		目により異なる					
		69	69 科目により異なる							
①受講するに当たって必要な実務経験等										
②受講者が受講に最低限	以付しての///3月代。		を教育法第102条に規定する大学院に入学することができる者で 、常勤職員として1年以上の勤務経験を有する者であり、かつ入							
技能・知識等の内容及び			、							
③その他		なし								
〔特記事項〕										
、n m ナ 次ノ										

L 符 記 事 垻 J

## 訓 書(様式例) 践 教 育 練 明 実 示 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 (1)資格取得状況 ① 前年度の修了者数 17 人 17 ② ①に係る教育訓練の入講者数 人 ③ ②のうち目標資格の受験者数 17 人 受験率(3/2) 100.0 % ④ ③のうち合格者数 17 人 合格率(4/3) 100.0 % ⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1 17 人 ⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2 17 人 就職・在職率(⑤+⑥/②) 100.0 % ※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。 ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、

修了後に別の職に転職した者。

修了後に別の職					
(2)受講修了者による ① 回答者総数	<b>講座の評価寺</b>	17	人		
① 四合有秘数	1 正社員	17		7	
② 受講開始時の就 業状況等	2 非正社員、派遣社員	0		②A:就業者計	
	3 その他の就業(自営業等)	3	17人		
	4 非就業	0	人人	2B:非就業者計	
③ 受講開始前と現 在の就業先の変化	4 升	14	人	3の回答数合計	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(東			※②Aと同数(又はそれ	
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0		以下)	
	1 正社員	14		] [ 1/2	
○ T=#// = ±5 4/6 T/	2 非正社員、派遣社員	0	④A:就業者計		
④ 受講後の就業形 態	3 その他の就業(自営業等)	3	人人	17人	
	4 非就業者	0		」 <u>  1/</u> ク ④B:非就業者計	
				(4)D. 升机来有引	
	1 3割以上増加した	1 5	人人		
D D D D D D D D D D D D D D D D D D D	2 1割以上3割未満増加した			 (5)の回答数合計	
⑤ 受講後の賃金変	3 1割未満増加した	6 4		※④Aと同数(又はそ	
化	4 変わらない	0		「 れ以下)	
I I	5 1割未満減少した				
	6 1割以上3割未満減少した	0		17人	
	7 3割以上減少した			] 1/\	
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	1	人		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人人		
	3 社内外の評価が高まる	7		。 ⑥の回答数合計 -	
⑥ 講座の受講の効	4 早期に転職・再就職できる	0	人		
果	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	2	<u>人</u>		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	1	<u>人</u>		
10 to	7 趣味・教養に役立つ	3	<u>人</u>		
and the state of t	8 その他の効果	2	人.	4-1	
	9 特に効果はない	0	人	17人	
② 巫護則仏吐仁哉	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑦の回答数合計	
⑦ 受講開始時に就 業していなかった受講 者の就業状況	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	0	人	※②Bと同数(又はそ れ以下)	
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人	<u></u> 0人	
an an ann ann Ain.	1 大変満足	12	人	◎●□茶粉◆≒	
a =## = 4 !! == -	2 おおむね満足	5	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以	
⑧ 講座の全体評価	3 どちらとも言えない	0	人	下)	
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人	17人	

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

修了生は在籍企業等において本講座で修得した知識やスキルをさらに有益に業務で活用している。また、本講座の教育訓練で得たスキルと修士号により、在学以降に人材開発・組織開発・リーダーシップ開発関連業務を担当することになった者や、希望に沿った転職やキャリアアップの機会を得た者がいる。

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の	卒業単位を満たし卒業試験合格				
把握•測定方法	十未年世を神たし午未武衆日伯				
(通信制講座の場合)					
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数					

## 専門実践教育訓練明示書(様式例)

6. 受講効果の把握方法										
(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席 <sup>図</sup> 準)	6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基			出席率70%以上、試験合格率その他、補講・追試は認める。						
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識 のレベル到達度把握・測定方法			ペーパーテスト、演習及び課題提出							
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)			出席率その他、試験合格率その他、補講・追試は認める。							
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識 のレベル到達度把握・測定方法			卒業単位を満たし卒業試験合格							
な助言・指導の方法			それぞれの授業において随時教員による指導を行うことに加え、2年次のプロジェクト科目では指導担当教員がつき具体的な助言、研究指導を行っている。また、コースとして教員1名が半期ごとにメンターとして全学生に割り当てられ学習指導の役割を担っている。							
的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期			大学のキャリアセンターが就職のサポートを行っているとともに、修了生のネットワーク(アルムナイ・ネットワーク)に対する求人情報発信フォームのリンクをウェブページに掲載し、企業より求人情報を募り、修了生に案内している。							
8. その他の事項	į									
指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名			院 (代表者名: 福田 裕昭 )							
住 所 及 び 連 絡 先 東京都豊島区西池			袋3−3	4-1			TEL	03-3	985-2317	
施 設 名 称 及 び 施 設 長 名 立教大学大学院							(施設	長:	西原 廉太	)
住 所 及 び 連 絡 先 東京都豊島区西池			.袋3-3	4–1			TEL	03-3	985-2317	
苦情受付者 氏名 佐々木 暢也 所属散務部学部事務			務4誤	事務担当都	皆	氏名 石川	元久	所属	<b>数務部学</b> 部	事務4誤
連絡先	TEL	03-3985-2317		連絡先		TEL	03-39	85-2317		
専門実践教育訓練	経費 1. 専門	実践教育訓練給付金の	対象と	:なる経費 ((	1) +	2)		2	2,575,000	円
支払い方法 ① 入 学 料 (税 込 額)										
① 一括 払		引・還元措置を実施した: の差引き後の税込額とす					225,000		円	
②分割払						第1期		587,500		用)
③ 両 方 可 能 ② 受 講 料 ( 税 込 額 ) (※割引・還元措置を実施した その差引き後の税込額とす						第2期		587,500		円
			場合に	ニは		第3期		587,500		円
			すること	<b>:</b> 。)		第4期 第5期		587,500		円
						第6期				 Ħ
						(うち、必須教材	材費			円)
	2. 専門	実践教育訓練給付金の	対象外	トとなる経費	(1)	+ 2 + 3 +	<b>4</b> )		13,000	門
		任意の教材費(税込額)		12 <b>1</b> 3 et 1						円
	3	実習等に伴う交通費・宿 施設維持費(税込額)	冶貨(	<b>忧心</b> 額)						円 円
	4	その他(法人への寄付金	È.PC	の損害保険料	1、情	報誌代)(税辺	<u>】額)</u>		13,000	円
	3. 総額	[(1+2)(税込額)						2,58	8,000	円

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解 いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な 入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付(一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。) その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受 講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練 給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が 記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を

受けることはできません。